

第七回国会
衆議院

電氣通信委員會内閣委員會連合審査會議録第一号

昭和二十五年二月九日(木曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

電氣通信委員會

委員長 辻 寛一君

委員 飯塚 定輔君 高橋 三郎君

中村 純一君 松本 善壽君

淺香 忠雄君 池田正之輔君

中馬 辰猪君 降旗 徳弥君

今井 耕君

内閣委員會

委員長 鈴木 明良君

委員 青木 正君 江花 靜君

小川原政信君 丹羽 彪吉君

森田 治二君 木村 榮君

根本 龍太郎君 松岡 駒吉君

出席國務大臣

電氣通信大臣 小澤 佐重喜君

出席府政委員

行政管理局次長 大野 木克彦君

電氣通信局長 網島 毅君

電氣通信事務官(電波庁法
規經濟部長) 野村 義男君

委員外の出席者

電氣通信委員會專門員 吉田 弘苗君

内閣委員會專門員 龜井 浩君

内閣委員會專門員 小関 紹夫君

本日の會議に付した事件

電氣通信委員會設置法案(内閣提出
第七号)

○辻委員長 はなはだ遺憾ながら、連
合審査会の委員長職務を不肖私が行

います。

電氣通信委員會、内閣委員會連合審
査会を開会いたします。

これより電氣通信委員會設置法案を
議題とし、その審査を進めます。まず
本案の趣旨について説明を求めます。

小澤電氣通信大臣。

電氣通信委員會設置法案

電氣通信委員會設置法案

電氣通信委員會設置法案

電氣通信委員會設置法案

電氣通信委員會設置法案

電氣通信委員會設置法案

電氣通信委員會設置法案

電氣通信委員會設置法案

電氣通信委員會設置法案

電氣通信委員會設置法案

電氣通信委員會設置法案

電氣通信委員會設置法案

電氣通信委員會設置法案

電氣通信委員會設置法案

電氣通信委員會設置法案

電氣通信委員會設置法案

電氣通信委員會設置法案

電氣通信委員會設置法案

電氣通信委員會設置法案

電氣通信委員會設置法案

電氣通信委員會設置法案

電氣通信委員會設置法案

電氣通信委員會設置法案

電氣通信委員會設置法案

電氣通信委員會設置法案

電氣通信委員會設置法案

電氣通信委員會設置法案

電氣通信委員會設置法案

電氣通信委員會設置法案

電氣通信委員會設置法案

電氣通信委員會設置法案

電氣通信委員會設置法案

電氣通信委員會設置法案

電氣通信委員會設置法案

電氣通信委員會設置法案

五 無線従事者の免許に関するこ
と。

六 日本放送協会に関するこ
と。

七 電波監理委員會の処分に対す
る異議の申立の聴聞に関するこ
と。

八 前各号に掲げるものの外、電
波及び放送の規律に関するこ
と。

九 所掌事務に関する統計及び調
査資料を作成し、刊行し、及び
頒布すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令
の定めるところに従い、必要な
措置をとること。

十一 所掌事務の周知宣伝を行
うこと。

十二 電波監理委員會の公印を制
定すること。

十三 所掌事務に係る公益法人そ
の他の団体につき、許可又は認
可を與へること。

十四 所掌事務に関し、報告を徴
すること。

十五 電波の利用に関する業務及
び技術の研究及び調査であつ
て、所掌事務を遂行するに必
要なものを自ら行い、又は自ら
行うことを不利と認める場合に
これを部外の研究機関に委託す
ること。

十六 所掌事務を遂行するに必
要な特許権及び実用新案権並び
にこれらの実施権を取得するこ
と。

十七 條約により定められた範圍
内において電波の管理に関する
國際的取極を商議し、及び締結
すること並びに國際電氣通信連
合その他の機關と連絡するこ
と。

十八 無線局の開設を免許し、又
は承認すること。

十九 無線局についてその無線設
備、無線従事者の資格及び員數
等を検査すること。

二十 電波を監視し、及び規律す
ること。

二十一 周波數標準値を定め、標
準電波を放射し、及び標準時を
通報すること。

二十二 電波が伝わる状況を予報
し、及び電波の伝わり方の異常
に關して警報を發すること。

二十三 無線設備の技術基準を定
めること。

二十四 委託により、無線設備の
機器の型式検定をすること。

二十五 無線従事者國家試験を行
い、及び無線従事者免許を與え
ること。

二十六 委託により、無線設備の
性能試験及びその機器の校正を
行うこと。

二十七 委託により、無線局の周
波數を測定すること。

二十八 日本放送協會の定款の変
更を認可すること。

二十九 日本放送協會に対し、國
際放送を行うべきことを命ずる
こと。

三十 日本放送協會とその放送を
受信する者との契約の條項を認
可すること。

三十一 日本放送協會の放送設備
の譲渡、賃貸等につき認可する
こと。

三十二 日本放送協會が放送受信

用機器の修理業務を行うことができる場所を指定すること。

三十三 前各号に掲げるものの外、法律（これに基づく命令を含む。）に基き、電波監理委員会に属させられた権限

（組織）

第五條 電波監理委員会は、委員長一人及び委員六人をもつて組織する。

（委員長及び委員の任命）

第六條 委員長及び委員は、公共の福祉に關し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、内閣総理大臣の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため、両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員長又は委員を任命することができる。この場合においては、任命後最初の国会において、両議院の同意を得なければならぬ。

3 左の各号の一に該当する者は、委員長又は委員となることができない。

一 禁こ以上の刑に処せられた者
二 国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 国会議員

四 政党の役員（任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。）

五 放送事業者若しくは無線設備

の機器の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わずこれと同等以上の職権若しくは支配力を有する者を含む。以下この條中同じ。）若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）

六 前号に掲げる事業者の団体の役員（任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。）

4 委員長及び委員の任命については、四人以上が同一の政党に属する者となることとなつてはならぬ。

（宣誓及び服務）

第七條 委員長及び委員は、任命後、内閣総理大臣の面前において、服務の宣誓をした後でなければ、その職務を行つてはならぬ。

2 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第九十六條、第九十八條から第二百二條まで及び第二百五條の規定は、委員長及び委員に準用する。

（兼職の禁止）

第八條 委員長及び委員は、営利を目的とする団体の役員となり、自ら営利事業に従事し、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならぬ。

（任期）

第九條 委員長及び委員の任期は、六年とする。但し、補欠の委員長又は委員は、前任者の残任期間在任する。

2 委員長及び委員は、再任されることができない。

（退職）

第十條 委員長又は委員は、第六條第二項後段の規定による両議院の同意が得られなかつたときは、当然退職するものとする。

（罷免）

第十一條 内閣総理大臣は、委員長又は委員が第六條第三項各号の一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

第十二條 内閣総理大臣は、委員長若しくは委員が心身の故障のため職務の執行ができなかつたとき、又は委員長若しくは委員に職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

2 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち四人以上が同一の政党に属することとなつたときは、同一の政党に属する者が三人になるよう、両議院の同意を得て、委員を罷免する。

第十三條 委員長は、電波監理委員会の会務を総理し、電波監理委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときに委員長の職務を行わせるため、副委員長一人を置く。

3 副委員長は、委員のうちから互選した者について、委員長が任命する。

第十四條 委員長及び委員は、別に法律で定めるところにより給與を受ける。

（退職後の就職の制限）

第十五條 委員長又は委員であつた者は、その退職後一年間は、第六條第三項第五号及び第六号に掲げる職についてはならぬ。

（會議及び手続）

第十六條 電波監理委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、會議を開き、議決をすることができない。

1 電波監理委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 電波監理委員会の會議の議事は、議事録として記録しておかなければならぬ。この記録は、電波監理委員会規則で定める手続により、公衆の閲覧のために公開されなければならない。

4 前三項に定めるものの外、電波監理委員会の會議の議事に關する手続は、電波監理委員会規則で定める。

（規則の制定）

第十七條 電波監理委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、電波監理委員会規則を制定することができる。

（報告）

第十八條 電波監理委員会は、第十六條の規定による會議を開いて議決をしたときは、その要旨を内閣

総理大臣に報告しなければならない。但し、内閣総理大臣がその必要がないと認めた事項については、この限りでない。

2 電波監理委員会は、左に掲げる事項について調査し、毎年一回内閣総理大臣を経由して、国会に報告しなければならない。

一 無線局の開設の状況

二 放送番組の状況及びその改善の方策

三 日本放送協会の業務の状況及び放送事業の振興の方策

四 無線設備の改善の方策

五 電波の利用に關する業務及び技術の発達を圖る方策

六 その他電波監理委員会の所掌に關する事項の状況

（審理官）

第十九條 電波法第七章に定める聽聞を行うため、電波監理委員会に審理官五人以内を置く。

2 審理官は、電波監理委員会の同意を得て、委員長が任命する。これを罷免するときも、同様とする。

（事務局）

第二十條 電波監理委員会に、事務局として電波監理總局を置く。

2 電波監理總局は、電波監理委員会の事務を處理する。

3 電波監理總局の長は、電波監理長官とする。電波監理長官は、電波監理委員会の指揮監督を受け、電波監理總局の事務を掌理する。

4 電波監理長官は、電波監理委員会の同意を得て、委員長が任命する。これを罷免するときも、同様とする。

の職員は、電氣通信省の職員とみなす。

11 電氣通信省設置法第四十七條の規定の適用については、電波監理委員会の職員及びその家族は、電氣通信省の職員及びその家族とみなす。

○小澤國務大臣 ただいま議題と相なりました電波監理委員会設置法案の提案理由を、ごく簡単に説明申し上げます。

電波及び放送に関する監督行政は、現在電氣通信省の外局でありますところの電波庁においてつかさどつておるのであります。電氣通信省は他面みずから多数の無線施設を運用して、公衆通信の事業を行つておるのであります。この部面におきましては、その他の無線施設者、たとえば国家公安委員会、海上保安庁、氣象台、日本国鐵道、一般民間の船舶無線、漁業無線、放送無線等の施設者と、まったく同列に立つものであります。本国会におきまして別途御審議願つておられる電波法案及び放送法案におきましても、この趣旨で電波及び放送に関する監督行政が、公平かつ無差別に行われることになつておるのであります。この見地から考えましても、電氣通信省のみならず施設者であると同時に、監督庁であることは適當でないのではありません。従つて電波及び放送に関する監督行政機關は、これを電氣通信省の外に設けることが適當なのでございまして、政府各機關の無線施設の中正、公平なる監督を行うことを考慮いたしますれば、總理府の外局とする

ことが最も適當と考えられるのでございます。

次に總理府の外局としてこの行政機關を設けます場合の形態でございますが、この種行政が、特に公平性、不偏不党性及び政策の恒久性を強く要望せられることにかんがみまして、委員会制をとることとしたし、かつその委員の選任については、一党一派または特定の利益關係に偏することのないように十分の考慮を拂うとともに、委員は毎年一名ずつ交代することとした次第でございます。

なお本委員会の設置に伴い、現在の電波庁は、この委員会の事務局に移行することとした次第でございます。

何とぞ御審議の上、すみやかに可決あらんことを御願ひいたす次第であります。

○辻委員長 質疑の通告があります。

これを許します。中村純一君。

○中村(純)委員 本案に對しますお尋ねを申し上げます前に、ちようど大臣御出席の機會でありますから、一つお尋ねをいたしたい事柄があるのでございます。それは数日前の新聞を見ますと、東京、京城間に無線電話が開通したという記事が出ておるのでございます。これは終戦以後無線電話が國外と開通した最初のケースであらうと考えるのでございます。これまでにもアメリカその他と無線電信、電話の開通を見ておるのでございますが、今ここに有線をもつて韓国との間に通信連絡が開始されたことは、日韓兩國の国交上から考えまして、まことに慶賀にたえないのでございます。同時に私はこれが有線をもつて開通され

たということにつきまして、相當深い意味を感じるものでございます。この開通問題につきましては、日韓兩國間において相當の政治的な折衝があつたことは存存するのでございますが、そのほかにこの兩地間をつなぎます回線の上において、特にこの海底線部分において障害がなかつたならば、もつと早く開通すべかりしものが、障害があつたために開通が遅れておつたという事情があるのでございまして、か。その点をまずお尋ねいたします。

○小澤國務大臣 中村君にお答えしますが、この日韓關係の海底線は、單に一本ではなくして、數本ある／＼な形で、戦前あるいは戦争中はあつたのであります。ところが一方の線はいろいろな引揚げ作業等によつて、長い間故障をいたしておつたのですが、他の一本におきましては、終戦直後から電信の方だけはやつておつたのであります。しかし今お話の有線の電話は、いろいろな國際的關係で開通を見るに至らなかつたのでございまして、去年の十二月三日、覺書によつて許可が發せられましたので、お話のような順序で開通を見るに至つた次第であります。別に物理的な故障は、今開通になつた線にはなかつたのでございます。

○中村(純)委員 將來この通信を繼續いたして行きます上から申し上げますれば、どうしてもこの回線が支障なく保持せられなければならないのであります。それにつきまして、兩國の陸上部分につきましては、むろんそれ／＼の國が保守をすればよいので、問題はないのでございまして、海底線部分につきまして、將來障害でも起りました

場合において、これはいづれの國が保守に當ることになつておるのでございましょうか。その点をお伺ひいたします。

○小澤國務大臣 將來講和條約でも締結されまして、一定の規律ができますれば別個の問題であります。現在日本は日本の海底線と考えておりますので、保守も日本であり、同時に料金に至つても日本が大部分をとるといふことになつております。

○中村(純)委員 私のお尋ねいたしました趣旨は、ただいま大臣のお答えの中にちよつとありましたが、戦前においてわが國が所有、運用してありましたが、この海底線がたゞ／＼あるのではありません。この海底線が現在ポツダム宣言の條件下におきまして、いかなる政治的地位にあるかということについて、御所見を承りたいのでございます。

○小澤國務大臣 ただいまの中村君の御質問は、きわめて國際上に與える影響が重大かと考えております。ことに海底電話線の講和條約による影響を持つ形は、過去のいろいろな講和條約において、いろいろな形態を経ているのであります。従いまして今私がここで講和條約の場合にはどうなるであらうとか、あななるであらうとかいふことを申し上げることは、あまり好ましくないと存じますので、一応この問題に對しましては政府といたして適當に善処するといふほかに、お答えすることはできないのであります。ただ私自身が考慮しますれば、できるだけ日本で所有しておつた海底線は、講和條約後においても日本の附屬になることを念願しておりますが、それが講和條約になつてどうなるかといふことを、今こ

こで發表する自由を持たないことを遺憾といたします。

○中村(純)委員 講和遠からずとの情勢のもとにおきまして、わが國の領土の歸屬がどうなるかといふことは、申すまでもなく國民の重大な關心事になつておるのでございまして、本国会におきましてこの点に關しまして、種々の論議が出ておるのでございまして、あるいはヤルタ會談がどうであるとか、あるいはカイロ宣言がどうであるとか、中には共產黨のごとく、わが國にとつて最も不利なる條件の下において、これが確定することを望むかのごとき印象を與えるような論議も行われておるのでございまして、私はただいま大臣がお話のごとく、この海底線といふものはやはり領土と同様に、重要な性質を持つておるものと考えます。ゆゑに、ただいまの段階において、もとより政府において具體的にこれをどうする、こうするといふ御意見の御發表はごむりとは存じますけれども、講和條約が締結せらるる場合におきましては、十分この海底線の重要性といふことを考慮に置かれます。適切な処置をおとりくださいますことをお願いをいたしまして、本件に關する私の質疑を打ち切ります。

○辻委員長 青木正君。

○青木(正)委員 電波監理委員會の設置につきまして、二、三のことをお伺ひいたします。ただいま大臣の御説明によりますと、従來電氣通信省が施設省である。同時にそれが監督庁であることは適當でないといふことから、電波監理委員會を總理府の外局として設けるというお話に何つたのでありま

す。その点はよくわかるのであります。が、総理府の方に外局として移します場合に、特に合議制の行政機関にした理由であります。ただいまの御説明によると、そうすることが、はるかに不偏不党性、あるいは政策の恒久性という点から見て、適当であるというふうな御説明になったのであります。が、合議制の行政機関がこういつたものを処置する場合に、はたして適当であるかどうか。なるほどそういう不偏不党の見地から運営をはかるといふ点から申しますれば、あるいは適当かも知れませんが、他の面から見まして、行政機関として敏活なる運営をはかる、あるいは円滑にものを処理するといふ点につきまして、こういう合議性の機関が適当であるかどうかという点について、若干疑問なきを得ないのであります。その点について大臣の御所見なり、あるいはそうすることが最も妥当であるという、もつと根本的な理由がありまして、御説明をいただきたいと思ふのであります。

○小澤國務大臣 今青木君のお話になりました。合議制の官庁というものが、はたして日本に適當であるかどうかという問題は、かなり大きな論議だろふと思ふのであります。すなわちたとえば国家公安委員会、その他人事院というような合議体の行政機関が、終戦後いろいろ出て参つておるのであります。その目的は、言うまでもなく、私が先ほど説明しました通り、要するにきわめて公平化、あるいは適正化というふうな、行政をつかさどる官庁はできるだけ合議制がよろしいのだという理論でありまして、従つて電波の割振りあるいは電波の配分等という

な問題は、真に国民の公正な見地から見て適當な行政が行われることが見ましの、これに對して一党一派に偏し、あるいは特殊の業体に關連があるというふうなことがあつてはならぬという精神から、この連合体の行政機関が生れておるのであります。もちろん本法案におきましても、政府部内においても、ただいま青木君の質問さるるような意見が相當強かつたのでございまして、結論において、やはりこの電波行政は他の警察行政と同じように、少くとも国民一般から、政府の特別な圧力がかかぬ行政制度が望ましいという考え方が勝利をしまして、本法案に出たような次第であります。しかし今青木君の御質問となさることは、非常に傾聴に値する御質問でございまして、この点についてはわれわれといへども十分今後とも研究しながら、皆さんの御審議を願いたいと思ふのであります。

○青木(正)委員 ただいま大臣の御説明で、根本のお考えについてはよく了承できたのであります。ただ私どもの懸念いたします点は、なるほど平時における申しますか、正常の場合においては運営する場合には、そういうことはまことにごもつとも思ふのであります。ただし合議制の委員会というものが、ややもすれば事務の遅延を来すと申しますか、あるいは命令の出場所がややもすると二途にわかれるというふうなこともなきにしもあらず、命令はかりに一本に出るといたしまして、一本の關連によつて行政が運営されるにあらずして、いろいろな關連を統合する結果として、かえつて妙味を發揮しがたくなるという

点も多々あると思ふのであります。そういう点を十分本委員会の設置については考慮する必要があると思ふのであります。なおこの点に關連いたしまして、他の合議体の行政機関とこの電波監理委員会と異なつた点を、本設置法案で見るのであります。それは、大体合議制委員会になりますと、委員長は委員会の互選になつておるのが常態のうちに私も承知しておりますが、この委員会だけは委員長として総理大臣が任命する、こういうふうな規定になつておるのであります。特にこの委員会がそういう特異なあり方を採用した理由がどこにありますか。その点を承りたい。

○小澤國務大臣 ただいま申し上げました通り、この委員会行政と單獨行政というものにつきましては、いずれも一利一害がございまして。たとえば合議体で行きますと、今青木君の御指摘のようになり、きわめて長時間に簡單な事項も処理ができないという欠陥があるし、またいろいろ事務的に見ても、むだな摩擦が起るといふような場合もたくさんあると思ひます。しかしながら一方から、民主的な運営という点から考えますと、長所があるのであります。従つて單獨行政と委員会行政とは、いずれにも相半ばして理論が立つと思ふのでございまして。なお委員長の問題を、特にこの委員会制度で内閣の推薦によることにいたしましたことは、御承知のように委員長の規定をい

般行政とこの委員会の行政との連絡を円滑に行うようにする方がよろしいのではないかと、委員長の内閣総理大臣が特に推薦したゆゑんであります。

○青木(正)委員 委員長の選任につきまして、これは特にさういつた一般的なお考えから、内閣との連絡の点から、委員長を特別に内閣で任命するといふふうな方法をおとりになつたものであります。あるいは私も考えますに、何かそれ以外に、さういふ委員会として、互選でなしに、特に技術的あるいは従来の経験者という面から見まして、特に委員長は内閣で特定の人を選んで任命する必要があるために、さういふ規定をしたのではないかと。つまり委員会の中から互選するといふことになりまして、必ずしも技術的に優秀の人というよりは、あるいは政治的な意味で委員長が定められるおそれもありますので、さういふことのないように、さういふ委員会は委員長を内閣の方で特に任命するといふふうな考えのもとに、きめたのではないかと。さういふ点が多々あります。この点はいかがですか。

○小澤國務大臣 委員長をすでに持つておつて、これを委員長にしようという意味で、この法律ができたわけでないことはもちろんであります。従つて委員長も委員長も、この法案が両院を通過するまでは、さういふ問題には私自身も内閣も触れておりません。この点はつきり申し上げられます。なお大体委員会合議制といふものは、米国の制度が日本によからうといふので施行されていと思ふのであります。米国の委員会の制度の運用にあたつても、ど

うも互選で行くといふと、せつかくこの委員会が、今青木君の御指摘のやうな支障が来て、さなきだに甲論乙駁といふものが始終起つていゝるものを、ことさらに困難にする。それで委員長になる人だけは、特にさういふ委員会を円滑に議事を進行し得るやうな能力のある人を、特に選んで推薦した方が、よい結果を來してゐる。さういふ事情もございまして、その委員会行政制度は、特にこの委員長を政府で推薦することにしたのであります。従つて日本にはさういふ制度と比較した制度がございせんから、今実例を示して御説明申し上げることはできませんけれども、アメリカのよい制度としてわれわれがとつたこの委員会制度でありますから、アメリカの委員会行政が、かつては互選でやつたものが、その後非常に弊害があるので、やはり委員長という人に対しては、特に委員会を全面的にまとめ得る能力のある人を推薦した方が、かえつて委員会行政が能率的に、しかも円滑に進行して行く。さういふ実例を見ましたので、特に委員長を推薦することにしたのであります。

○青木(正)委員 大臣のただいまのやうな御見解、まことにごもつとも思ふのであります。ただしかし別な面から申しますと、委員が互選する方が、かえつて委員会の運営がうまく行くのではないかと。委員の意向にかかわらず政府の方で、内閣の方で推薦することにすると、委員と委員長の間に必ずしも意見の円満を期待することができないといふこともあり得るのではないかと。一面には考えられるのであります。この点は議論になり

まり管理と申しますが、自家発電なり何なりの設備を持つて、そういつた場合にはみずからやれるような規定を設ける必要があるのではないかというところを、私どもも氣づかうのであります。

○網島政府委員　電力その他の無線設備を維持する上において必要な事項は、この電波法に定むるところによりまして、一定の條件を課することができることになっております。その

詳細は電波監理委員会規則で定めることになつておりますが、この非常通信に使うような設備、あるいは船舶の人命保全に必要な無線設備というものは、補助設備あるいは独立の電源、自家発電設備というようものを強制することになると思ふのであります。

○青木(正)委員 たいへんよくわかりました。次に設置法第十九條に、審理官という規定が出ておるのであります。これは多分行政訴訟に対するもので、そこで審理官がこれに対する裁定を下すというふうなお考えのように受取れるのであります。他の設置法等には、こういった審理官の制度というものは見当たらないのであります。特にこの設置法に限つて審理官というものを設けました理由を承りたいと思ふのであります。

○小澤國務大臣 お話のようにこの審理官制度というのは、他の法制にはまだ日本にないと思ふ。なぜこの監理委員会にだけこういう制度を設けたかと申しますと、大体この監理委員会の仕事は、きわめて利害関係者が多く出て参ります。たとえば電波の配分とか何とかいう問題で……従つてこの監理委員会で一応決定したものに對して、利害関係人あるいはその他の国民から、いつでも異議の申立てをする制度を設けてあるのではありません。異議が申し立てられた場合におきましては、この審理官が一応聴聞会というものを開きまして、その異議者と両方から口述を聞く。あるいは証拠の提出を命じまして、その委員会の行政が決定したことがよいか悪いかということ、を再審査することになるのであります。従

つてそのように行きますと、單純なる行政ではなくして、一つの司法機關といふような形になつて参りますので、一旦監理委員会できめた行政処分に対して異議が参りますと、そこはいつき行政の審議ではあります。司法的審議になつて参るのであります。そしてその証拠を集めて調書を取りまして、利害関係人の利益を保護しようといふ制度を設けたのであります。従つてこの審理官がいろいろな審理をした場合には、他の法律の規定にもございまして、この調書はちやうど第一審の裁判所の証人調書とか、あるいは本人の供述調書といふような形になつて、異議があれば次々と高等裁判所に行く。それに異議があれば、さらに高等裁判所に出訴ができますから、その場合第一審の役目も一つするわけなのであります。従つて一応電波監理委員会の行政処分に対して、利害関係人の異議ある場合には、この審理官が詳細にその異議の理由を調べまして、再決定をいたします。その再決定に對して不服な者は高等裁判所に、その決議に對して不服を申し立てる道を開いておるのであります。その場合において、この審理官が審理したことが、ちやうど第一審の判決と同じような形になる制度なのであります。これが單純な行政だけの行政官庁と違ふところは、半分司法権を持つような形を設けてあるゆゑんであります。これについて半分は司法的、半分は行政的、この電波監理委員会の異議機關というのが、この審理官を設けた理由であります。

○青木(正)委員 大臣のお話を承つて、そういつた審理官制度というものはきわめて適當と思ふのであります。が、そういうお考えのもとに考えますと、他の監督官庁と申しますか、そこにおきまして、むしろこの制度と同じようなものを設ける方が適當な官庁もあるのではないかと思われるのであります。小澤國務大臣に、國務大臣にいたしまして、他の官庁にもちやうどたような、むしろ審理官制度といふもののいい点を応用することが、國民大衆の方は便利じゃないか。お話のように確かにそういつたことが國民側にとつて非常に有利と思ふのであります。他の方にも及ぼすお考えがあるかどうか、その点を承つておきたいと思ふのであります。

○小澤國務大臣 お話のように、行政の民主化という意味から、この審理官制度が生れたのであります。ただ現在の他の制度では、大体の行政行為に對しましては、その不当を第一審裁判所に訴へることができるのであります。戦前においては日本の法制は、大體行政行為に對して不服のある者は行政訴訟を出す。行政訴訟を出せば、訴願委員會を開いてそれを決定する。それを決定したものが行政裁判所に行くという制度でありましたが、最近はこの行政行為に對する不服を訴える機關が統一されまして、一般裁判所に對して行政上の訴願を、利害関係人が出訴するやうなことが原則になつております。しかしなぜこれだけ設けたかといふと、これは一般裁判所では判断がつかないのです。もつとも私にもわからないのですが、電波というものは非常な進歩をいたしておりますし、緻密な技術

でありまして、これを裁判所にすぐ持つて行つてしまつても、裁判官は普通の常識ではこの意味がわからない。こういう意味から少くとも下調への準備をここでやらなければ、裁判所に持つて行つても、結論において電波庁の人に一応聞かなければわからないといふやうな、特別な技術的關係があつたから、こういう制度にしたのであります。しかし現在の行政制度においては、青木君の御指摘のやうな部分面がやはりあると思ふのであります。従つて今後これと同じやうに、これは特に審理官制度が適當だと思われ

るものに対しては、できるだけ行政の民主化といふことを拡充するために、そういう方向に向いたといふ考へております。

○青木(正)委員 大臣のお話を承つて、たしかと思ふところは、電波庁を廃止して委員會制度にする。それによりまする人員の問題であります。先般も行政整理をやりまして、改革を行ひ、今後また引續き行われると思ふのであります。この改正によりまして、職員の問題はどうなつておりますか。

○小澤國務大臣 定員法との關係はどうなるかという問題と同じことになりまして、定員法は現在電氣通信省の外局であります。電波庁の定員を、そのまゝこの委員會に適用しようと思つております。従つて定員法以外になるのは、監理委員會の七名だけが定員法以外になるけれども、その他は全部この前御審議を願つた定員を、そのまま持つて行きたいと思つております。

○飯塚委員 新たに地方に總局の地方局といふのが設けられることになれば、やはり今の定員法と關係して来る

と思ひますが、現在の電氣通信局の範囲内、それを分離して電波監理の新しい局を設けられるのか、その点について伺いたいと思ひます。

○小澤國務大臣 今飯塚君のお話は、現在におきまして、電波庁のいわゆる出先機關の電波局といふのが、電氣通信局と同じ箇所設けられております。仙台で言いますと、仙台電氣通信局といふのと、東北電波局といふやうな出先もあるのではありません。ですから今の定員といふものは、出先の機關一切を含めてござりそのまゝ行く。こ

ういう意味でありまして、それ以上拡充されたり縮小されたりするやうなこととはなつておりません。

○青木(正)委員 電波局の問題であります。行政機關の方の地方分局と申します。それが大分こまかくなつておると思ふのであります。たとえば関東信越を一本にするとか、あるいは北陸、東海を一本にするとかいふやうなことは、電波の性質上困難なためにこゝうなつておるのですか。

○小澤國務大臣 これは大體私の所管しております郵政省、あるいは電氣通信省の地方局と同じになつておるのであります。従つてこれをわけるときにも十箇所だけ電氣通信省の地方局があり、郵政省の地方局があり、電波庁の地方局がある。こゝういふことになつておつて、区画も全部同じであります。

○青木(正)委員 これはたしかこの前の行政整理のときに問題になつたと思ふのであります。大蔵省の国税庁が設ける場合に、財務局の統合の問題があつたのであります。そのときも大分委員會で論議されたのでありますけれども、地方の出先機關をできるだけ少

くする。そういう意味から、たとえば関東、信越を一本にするというようなことが、はたして技術的に困難な問題であるかどうか、その点を承りたいと思うのであります。

○小澤國務大臣 地方出先機関を漸次縮小して、できるならば地方行政機関に権限を委譲、あるいは委託するといふようなことは、行政簡素化の上から、内閣としては極力その線に進みたいと考えておりますけれども、しかしながら郵政省あるいは電気通信省あるいは電波局の問題は、そのときの設置法にも御審議を願つた通り、やはり事業の性質上、この区画以上に減らすことは困難である。しかも鉄道の方には、この局の下に三つ四つの管理部というのがあるが、郵政省には管理部はありませんが、ただ通信局の方には通信部という一県単位のものがあります。これは取次ぎするといふだけの制度のものであります。そういうような見地から、極力簡素化といふことは望ましいことではありますけれども、今の地域が非常に広過ぎるのではないかと。たとえば東北——私東北ですが、東北の例ばかり申し上げるようですが、仙台の郵政局は東北六県を全部受持つており、その下には郵便局しかないといふような形になつております。また仙台の電波局も、東北六県の電波をここで一切管理をしておるといふことになつておられます。ちやうどあの当時問題になつておりました商工省の出張所、あるいは鉄道省の出張所よりは、非常に簡素化されておると考へます。ただ信越の出先機関は、新潟県と長野県の二県だけであつて、これは関東と一緒にしてもいいのじやない

かといふような考えを、この前の設置法のときに持つたのでありますが、いろいろな事情もありまして、原案の通りにきめたような次第であります。今お話のように長野、新潟をわざ／＼離して、一つの局を設けぬでも、長野だけは関東に入れた、あるいは新潟は東北あるいは北陸に入れたといふじやないかという議論は、今後成立つ議論であり、またそういう点については現内閣の方針として検討して行かなければならぬと思つておりますが、現在ではこれは単に電波局の問題ではなくして、一般出先機関、三つの問題を総合して判断すべきものだと思つて、御質問の趣旨は十分了解しましたから、今後その線に沿つて検討したいと思つております。

○青木(正)委員 ただいまの大臣のお話で、私もまったく満足なのでありますが、長野市に長野、新潟二県だけの管轄のものを置いたといふことは、いろいろな伝統もありますし、困難な問題だと思つておられます。しかし大局から見まして、この二県だけのために一つの管理局を置くといふことは、どうも納得できがたいのであります。そこで現在行政制度審議会等におきまして、行政制度の全面的な検討をやつておりますので、ひとり電波管理局の問題に限らず、財務局の問題、その他通産省の關係、各行政官庁の出先機関の問題とか、こゝいつた点に一刻も早く整理を加えて、すつきりしたものにしたいと願つて、今後の大臣の御盡力をお願いする次第であります。なるほどいろいろ伝統があると思つて、おそろそそれは戦争中、あの当時の商工省の、たとえば地方にいろいろ

るな軍事關係の監督の關係から、いろいろなものをつくつておつた。そういうつたような戦争時代の伝統と申しますか、そのときの考え方に基づいて設けられ、その設けられたものがそのまま今日に引續いて来たといふ点が多分にあると思つて、今日の情勢と違つたのでありまして、今日になりましては全体を見まして、こゝいつた出先機関についてはもつとすつきりしたものに再編成する必要があると思つて、この監理局の問題に限らず、全般的な問題として、切に御考慮をお願いする次第であります。私の質問はこれで一応打ち切ります。

○松本(善)委員 大臣にお尋ねしたいのでありますが、電波監理委員會の設置に關する法律案がただいま提案になつておるのでありますが、その第一條に示すのが、目的には電波行政が非常に一般行政と違つて、それゆゑに審理官といふものをその機構の中に入れて審理しようといふことは、非常にけつこくなことであると思つておられます。しかしながら特殊な通信と見ても、先ほど網島長官が言われたように、通信局の保護規定に關しては一般的な警察法による。こゝ言われたことではあります。しかしながらこのことについて特殊なものがないければならぬと私たちが考へるのであります。しこしこして私たちがこの電波法をちよつと見てみますと、第百七條、第百八條といふ、いわゆる通信局の特殊な一項目をここに載せられたといふことがちよつとわかりかねます。一応この点について御説明をお願いしたいと思います。

○網島政府委員 はなはだ恐れ入りますが、御質問の趣旨をもう一度……。

○松本(善)委員 電波法の第百七條、第百八條を、なぜここに一項目としてつくらなければならぬか。つまり無線設備といふものの観点に立つて、一般刑法以外の特例を設けられた理由を御説明願ひたい、こゝういふわけですが。

○網島政府委員 この第百七條、第百八條の條項は、現在の無線電信法にもあるのをごさいます。ただその表現の仕方が多少かわつておるのであります。要するに無線設備、言いかえますならば、電波を使つてここにありまするようにならば、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する通信を發した者、こゝういふような行為は、電波がだれでも聞けるといふことからいまして、こゝういふ通信は非常に危険であるという觀念から、ここに規定された次第であります。また第百八條の「いせつな通信を發した者」云々といふのも、電波はその性質上、受信機さえ持つておればだれでも聞けるという点を特に考えまして、現在の無線電信法及びこの電波法案において規定した次第であります。

○松本(善)委員 重ねてしからば質問したいのでありますが、無線設備といふものを設置しただけで、つまり通信を發しないですつたかどうか。しるうとではわからぬけれども、するかどうかと予期して無線設備をした。こゝういふことだけにしつてもこの條文に抵触するかどうか。

○網島政府委員 そゝういふするだろうといふことで、無線設備をしたといふことだけでは、第百七條、第百八條は適用はされません。

○松本(善)委員 しからば無線設備を設置した者、それからそこにいるところのオペレーター、これがどちらかやられるのか、あるいはその設備の責任者だけをやられるのであるか。かつまた通信をした者もやられるのであるか、その点であります。

○網島政府委員 ただいまの場合、一次的には通信を行つた者が罰せられるのであります。その場合施設者がその事情を知つておられますれば、これは共犯關係の刑罰も成立つと思つております。

○松本(善)委員 そゝうしますと、技術的な面はわかりませんが、発したかどうかといふことは、あとに記録が残るかどうか。電波探知機とかいふもので、その当時どういふ電波が發せられたか——ところが空中の電波が發せられたかといふようなことを知る機械があるかどうかといふことをお尋ねしたい。

○小澤國務大臣 これは一般犯罪の場合と同じような法律の規定でありまして、たとえばどういふした者はだれもわからない。だん／＼調べてわかれれば法律上罰する。それは要するに裁判所の仕事である。証拠が上り、事実を認定し、だれそれが發したといふ証拠、その他の事情から調査して事実確認があつて、その事実に対して法律を適用するのは裁判所の方だと思つております。

現在政府が、あるいは民間が、そういう記録を残すような機械を保持しておけるかどうか。かつまた保持することができるとあるかどうか、こういう点であります。たとえば地震計のように、いつ地震があつても記録に残し得るような、そういう電波がどういふように発せられたという記録が、絶えずとれる機械が現在あるかどうかをお尋ねしたい。

○小澤國務大臣 犯罪の捜査のための特別な受信機は持つておりません。しかしながらそれに類似した機械はだんだん発展させて参りますが、要は松本君の質問の趣旨は、発したものの証拠をどうしてとるかという問題だと思つております。この規定はただ単に特に電波の重要性から考えて、刑法で罰する以外のものを特別法で罰するといふ意味でありまして、罰するといふことが一旦法律として制定されますれば、これをどういふ形で証拠をつかまえるか、認定をするかといふことは、まったく刑事訴訟法、刑法の領域に入ることになります。

○松本(善)委員 一応了解いたしました。次に電波監理委員会設置法第六條にも規定がある通り、「委員長及び委員云々」といふことで、先ほど青木委員からも質問があつたと思つておりますが、アメリカで委員会制度がはたしてどれだけの成果を得ているかといふことを考えてみますと、おいて、あるいは学者の一部の議論によると、そうも行つてないといふことも聞いておるのであつて、アメリカのまねをすることによつて、はたして日本に適するかどうかといふことも、一応考えなければならぬと思つております。

とにアメリカは御承知のように大統領がその任に當つておる。日本においてはそうではないのであります。またアメリカにおいては、大統領が独断専行をやつたところで、これを不信任案を上程する、やめさせるといふようなことは、急にはできないといふことを知つておる。従つて、どういふような外、いわゆるサークル的な問題に立つた委員会制度が、はやつて来たのであろうと思つております。しかしながら現在においては、この委員会制度といふものは失敗もしておるということを聞いておるのではありません。このときあたつて、アメリカではだんだん／＼すたれつつあると思はれるこの委員会制度を、ことさらにここに持つて来てやらなければならぬといふことを私は疑ふのであります。従いましてこの点についておわかりであるならば、ひとつ御高見を拝聴したいと思つております。

○小澤國務大臣 お話のように、アメリカである制度が非常な効果を現わしたからといつて、ただちに日本においてその通りの効果を現わすかどうかといふことは、むしろ難しい問題であります。つまりアメリカの政治、経済、文化、社会、諸般の事情と日本の事情とが一致しておりますれば、アメリカの成功即ち日本の成功になると思つておられます。そういう意味から松本君の見は、非常に傾聴すべき議論ではあるけれども、政府としては一応結論として、アメリカの制度が日本のこのうにことに適用されることはいかぬといふことになつたのであります。これ以上は国会の方が最後の権限を持つてゐるのでありますから、あなたの方でし

かるべく御検討願ひたいと思ひます。

○松本(善)委員 次に御尋ねしたいのであります。委員の選任の方法につきましては、もちろん法律が通過した後にいかなるべきものであり、かつまた大臣が言明されている通り、かゝる面において、しかし電波行政といふものに無報酬でできている。ところが電波監理委員会といふものは、有給で出て来ていると思つてゐる。従いましてこの人選についても、おそれなく電波監理委員会の動き方によつては、今後の放送事業といふものが衰微するか、あるいは発展するかのことも言えるのであります。が、衰微するといふ考え方であるならば、昨日から論議されてゐるところの、いわゆる民間放送はあまりにも特権がないからだめだといふ説に帰するものであります。また伸びるだらうといふことは、両方がお互いに助け合つて、そうしてより立てて行くといふ考え方からいたしますと、電波監理委員会の委員といふものは、先ほど内閣委員会の青木さんも言つたように、警察のような委員会とはちよつと違ふ。ことにこういうラジオとかいふようなもの、電波とかいふようなもの、この特殊なものに對しては、やはり全然しつとであつてはならないと思つてゐる。真の仕事をよく知る者が当らなければならぬ。政党内は無色である。何でもさしつかえな

い。こういうような考え方で行くならば、委員会がそういう人間でできたにしても、放送局あるいはその他の無線設備といふものは表徴するだらうと思つてゐる。そこで政党内の役員、幹部とかいふ規定もあつたやうであります。それ

以外の者、あるいは大した役員でもないければ、そうしてまた規定にはなはたしく抵触する以外の者については、この委員の選考については御再考願ひたい。私の私見を申し上げたいのであります。ことに放送局といふような特殊なものは、この監理委員会の方々によつて、おそろく伸びるも縮むもきまないのでないかと思つてゐる。その点に對してどうか委員の選任、あるいは委員長

○中村(純)委員 ただいま松本君の質問におきまして、委員会行政の本質に觸れた質疑が行われたのでございまして、問題が重要な点であります。が、重ねてその点についてひとつお尋ねしたいと思ひます。

この委員会行政の方式は、衆智を集めた合議体制であるといふ点において、きわめて民主的な進歩的な特色を持つてゐるものであります。その点はわれ／＼も十分了解できるのでございありますが、このいただきました資料にもありますごとく、わが国にもいろいろな委員会行政の組織があるのでございしますが、この電波行政につきましても、本委員会は最終の行政機関であるのでございします。すなわち私の言わんと欲するところは、この電波行政は国政全般と関連するものがきわめて多いと考えるのでございします。特に将来わが国が国際的な電氣通信條約に加盟しますとか、あるいは諸外国と電氣通信を開始するとかいふたやうな、国際的な問題にも觸れる分野であるのでございします。すなわち国政全般と

て重要な関連を持つてゐるものがきわめて多いと思つてゐます。従いまして私はこの電波監理委員会が、ただいま松本君の質疑がありましたごとく、かりにアメリカ流のいわゆるインシステムで行くのが、わが国における責任内閣制度との関連調整をどうするかといふ点は、今後の電波監理委員会の運用上、きわめて重要な点であると考えるのでございしますが、先ほど大臣のお話の中に、さうな点を考慮して、この委員長を内閣総理大臣の任命制をとつたものであるといふお話があつたわけでありまして、それ十分了解できるのであります。ただそれだけによつて責任内閣制度との連絡調整を保持せられんとするものであります。か。その辺の運用上の御見解を伺つておきたいのであります。

○小澤國務大臣 先ほどからだんだん／＼お話ししております通り、この制度は日本には最近できた制度でありまして、いろいろ／＼な点においていろいろ／＼な理論といる／＼な見解が立つと思つてゐるのであります。たとえば憲法を見てみましても、日本の行政権は政府に帰属するといふことではあります。この電波行政権といふものは政府が有していなければならぬのであります。ところがこの委員会制度で行く、およそ政府とは関係なくその行政が行はれるといふやうな議論も立つのであります。そういう場合には、どうも憲法とも違ふのではないかといふやうな議論も、政府内でもあつたのであります。しかし結論は、政府が推薦した委員において行はれるのであるから、結局においては憲法違反でないという結論に

なつて来ましたが、しかし運用の面に至つては、非常に困難性があると思うのであります。困難性があるが、それでは欠点だらけかという、先ほど申し上げました通り、ある政党が内閣を持つておつて、その政党のためのみを考へて行政をやるというのを想像しますと、やはりこの委員会もいひではないかという結論がつきます。しかし今の御意見は非常な貴重な御意見でありまして、私もはまつところからそれがいけないのだというところまで主張しようとは考へておりませんが、一応政府といたしまして、そういう議論の中において、最後の結論をこへ持つて行くのだという、政府のそれに対する答弁はできないと思つておりますから、最終決定権をお持ちになる国会において、しかるべくその点は御判断をお願いしたいと思います。

○中村(純)委員 次に尋ねたいことは、電波監理委員会の職責の範囲というものは、電波行政全般にわたるものでございませう。従ひまして一般無線の業務に關しますものと、いわゆる放送業務に關しますものと、二つの大きな分野にわかれるかと思つておりますが、そのうち放送業務に關します監理委員会の職責並びに運用の問題なのでございませう。先般電氣通信委員会におきまして、放送法案並びに電波法等の審議を進めておるのでございませうが、われ／＼は今日まだその結論に到達しておるわけではございませうけれども、先般開催いたしました公聴会その他の論議を考へてみまするときに於いて、この放送法案に規定したところの監制統制の段階が、きわめて

複雑であり、きわめて段階が多過ぎる。すなわちNHK自体の中において経営委員会を設け、それがきめたものを今度は電波監理委員会に持つて行く。それがきめたものを閣議を経て国会の承認を求め、かような数次の段階を経ておるのでございませう。この点が公共放送であるNHKの事業運用上、はなはだ束縛が多過ぎるという意味の論議がきわめて多かつたのでございまして、私もその点においては多分に同感せらるる点もあるのでございませう。従ひましてわれ／＼の審議の結果がいかんかになることになりませうが、まだきまらないのでございませうけれども、現在の体制のままで行くものと仮定いたしました場合に、この放送法案において予定したとおりになりますと、放送協会の予算なり、事業計画なり、また資金計画あるいは決算というものが、ことごとく電波監理委員会の承認を経なければならぬことになつておるのでございませうが、かりにこの線で参るといたしまして、この承認を要求せられるところの事項につきましては、これは放送協会の中にも経営委員会といふものがあるのでありますから、できるだけの放送協会自体の自発的創意にまかされて、電波監理委員会等において要求せらるるところの事項は、できるだけ大きなわくの範囲にとどめられて、こまかいことはなるべくまかせます。こういう行き方ですと、ただのことゝが適當ではないかと思つてございませうが、そういう点についてこの三法案全体を通じての運用上の御方針といふものがありますならば、承つておきたいのでございませう。

○小澤國務大臣 主として放送協会の問題であります。放送協会が現在民法上の社團法人であるということ、は、皆さん御承知の通りであります。二十数年の放送事業の経過を見ましても、比較的早く発達した現在の協会、は、やはりある程度の政府の干渉がなくては、いわゆる公共性を持つると同時に、一方においては企業性というものを發揮し、自由自在に進展したところ、現在の放送協会の発展が見られたと思つております。しかしながら一方から考へてみますと、この事業は一つの独占的な事業であるばかりでなく、また公共の福祉に重大な影響のある企業であるのであります。その收支あるいは予算等については、監督をしなければならぬというりくつも立つて参るのであります。今の中村君の御所論は、その二つの調和をどこに置くべきかというところであります。が、これについては、もちろんいろいろの疑義がございませう。われ／＼といたしましては、まずできるだけ公共企業体の本体である国民の監督をできるだけの嚴重にすると同時に、一方独自の経営体であるこの公共企業といふものの自主的な發達を考慮して、大体この程度ならばというところに考へておられます。しかしこの問題もすでに政府内部において、一般官庁の予算と同じように、国会まで予算を持つて来ぬでもよい、いやないかと考へるのでもございまして、料金といふものもいろいろ経済情勢によつて下げなければならぬときもある。また上げなければならぬときもある。下げてもいいというのに、国会が開けないために安く提供できない場合もあるのじやないかという面から考

へますと、いろいろの議論が出て参ると思ひます。政府内部にもいろいろの議論がありましたが、最終的な決定は原案の通りになつておまして、無責任なようではございませうが、その点についてはいろいろ議論が出、また最後の決定に行くまでに、いろいろの検討も続けなければならぬと思つております。その点は十分御審議を願つて、そうして本法案のできるだけ完全な法案としての成立を希望してこの次第であります。

○中村(純)委員 いろいろわれ／＼は十分審議を盡して、結論を得たいと思つておるのではありませんが、私の伺ひました趣旨は、この原案の立案者として、放送法案に載つておりますような各種の收支予算、事業計画、資金計画等を、電波監理委員会の認可からかからしめるという案を立案せられた政府当局として、これが運用にあたつては、國家予算の審議と同様に、きわめて嚴重にして精密なものとつて、監理委員会において認可しようというお考えであつたのであります。あるいは放送協会の企業性といふものを十分に考慮して、それはその考へではなくして、十分企業の自主性を考慮した意味において、この許可の事柄もやうやうというお氣持であつたのか。その点をお伺ひいたします。

○小澤國務大臣 大体先ほど申し上げた通りで盡きと思ひますが、どの程度の企業化に重点を置くか。あるいは協会の自主的な運用をどの程度まで認めるか。また國家機關と同一に見なければならぬところの公共企業体をどの程度まで政府として、あるいは国会として監督をいたすべきかというやうな

問題については、今申しした通りいろいろの議論があり、また考へようによつては異論もあらうと思ひますが、結論においては政府はこの原案が一番よいものだと思つて出したのであります。が、政府の見解と違つた見解に立つて国会がこれを審議するのは、国会の権能でありますから、それ以上は今政府の出しておるこの法案がよいと言ふこともできないし、またそんなことを考へていないのであります。そういう事情でありますから、最後の結論はこの原案が一番よいと考へて出したのでありますから、それ以上は国会の最高の権能で結論を出していただきたいと思ひます。

○青木(正)委員 まず事務的な問題で伺ひたいのであります。それは第六條第三項であります。これは委員会の委員の欠格條項を規定してあるものであります。ところで第十一條に、委員になつた者を事後において罷免する規定を設けてあります。兩條を照し合せてみますと、第六條第三項の中の第二号であります。『國家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者』という規定があるのであります。事後においてこういうことが発生したときに退職させるこの規定とは、矛盾するやうに思ひますが、この点事務當局ではどうういふふうにお考へてあります。事前にすでに発生してあることなのでありますから……

○小澤國務大臣 ただいまの規定は、何かこの規定の読み方によつては、最初からそういう欠格條項である者が間違つて承認されて、あとで発見した場合同じやないかと考へますが、この法律

の精神は、推薦する場合は、すなわち
国会の決定を願うと同時に、欠格事項
でなかつたある委員が、委員になつて
しまつてから同じような欠格事項がそ
の後に生じたときはこうだ、こういう
意味です。一旦選任されたときは、完
全な欠格事項のない人だつたければ、
も、その後委員を一年もやつて、一年
後に欠格事項に当てはまつた人は罷免
する、こういうことです。

○青木(正)委員、二年を経過しない
者、ちよつとその点が私もおかしい気
がするのですが、この点は事務当局の
方とよく御検討願いたいと思つのであ
ります。

最後に私もう一点全面的な問題につ
いて承りたいと思ひます。これはすで
に中村委員と大臣との間に応答があり
ましたので、大体盡きておるのであり
ます。また電氣通信委員会においても
十分御検討に相なつたことと思つので
ありまして、いささか重複する点があ
ると思つのであります。ただいま大臣
の御説明によりまして、いろいろ私
ども承つておりますと、日本の電波監
理行政というものが、今までは電氣通
信省のもとにあつた。それが今度はそ
うでなく、こういう委員会制度のもと
に置かれるというのを静かに考へて
みますと、おそらく一つの日本の電
波行政の大きな転換と申しますか、
一つの飛躍と申しますか、そういう
ことに當ると思つのであります。そ
ういふ見地からいたしまして、従来の電
氣通信省のもとにありまして電波監理
行政と、今後新しく発足すべき監理委
員会のもとにおける電波監理行政との

間に、おそらく何らかの性格的な違い
が出て来るのではないかと、このことを
察知できるのであります。それがどう
いうふうにとりいつた方向に進んで行
くか、それはもとより今後の問題であ
りまして、にわかには断定できないと思
つておられますが、大臣の現在のお気
持といたしまして、従来の電氣通信省
のもとにあつた電波監理行政が、こ
ういつた一つの飛躍した行政機構のもと
において行われることになつて、どう
いうような性格の変化を来すかとい
うようなお見込み、大局的なお考えを承
りたいと思つのであります。

第二点といたしまして、この規定を
読んでみますと、新しく特別法人とし
て出発します日本放送協会について
は、先ほど中村委員からお話がありま
したように、こま／＼とした規定があ
るのであります。ただ最近いろいろと
論議されております民間放送につ
いての規定は、あまり書いてないのであ
ります。そこで日本放送協会に対する
政府のお考えと、それから民間放送に
対するお考えと、これはすでに電氣通
信委員会において十分御検討したと思
つておられますが、なお内閣委員会と
いたしまして、そういう根本の問
題についての大臣の御所見を一応承つ
ておきたいと思つのであります。この
二点を御尋ねいたします。

○小澤國務大臣、現在のような電波庁
でやつてゐる電波行政と、本法案が通
過いたしました場合における電波の電
行政との得失いかんという御質問
でございますが、私は現在の電波
官庁でやつてゐる電波行政も、必ずし

も非民主的とは考へておりません。従
つてその現実の面から行きましたなら
ば、こういうふうに組織が変更された
からといつて、そう偉大な発展をす
るとは考へていないのであります。た
だ本法案のねらいは、ややともすれば
日本の行政は官僚行政だ、官僚独善が
常に日本を支配しているのだという考
え方が、一般国民大衆に満ち／＼して
おると思つのであります。ところがこ
ういふ委員会が、民主的な規定によつ
て、異議を自由に述べられる。この異
議に対する審判が、公正にすぐやられ
る。最後は裁判にまで持つて行くとい
うようなことになると、この規定によつて、国民が安心して電波行政に協力をする姿
が出て来るのではないかと、すなわち電
波行政の民主化という点において、大
きな効果を望むと思ひますが、現在の
単独行政からここにかつたからとい
つて、ただちに電波というものがあら
ゆる面において大きな発展を期せられ
るのだというようなことは、ほとんど
ないのではないと思ひます。今のよ
うなねらい、すなわち国民諸君が、ほ
んと行政というものは民主的に、
国民を基本として行われて行くのであ
つて、しかも明るく行われるのだとい
う感じを国民に與へることによつて、
日本の行政が大きく伸びて行くのでは
ないか、そのねらいだけであります。

それから放送協会の企業体には細密
な規定を設け、あるいは非常な援助を
するよな規定もあるが、民間放送に
対しては二條くらいで、大した保護も
なければ、またあれもしない。これ
に対してどういふ基本的な考え方か

と、こういうお話であります。先
ほどもお話しした通り、公共企業体
の企業として、いわゆる独占性、そ
して大きな保護を與へておるゆえの
ものは、この放送というものが国民に
文化面において、経済面において、あ
るいは社会面において、非常に大きな
影響を及ぼすところがある。この公
共企業体の経営体として、またこれに
対して援助をし、また保護を與へてお
るのであります。しかしながらこの事
業に限らず、ややもすれば独占企業と
いうものは、いわゆる独占的な思想に
基きまして、国民の非難に対して忠実
にこれを是正するといふような考えを
持たない弊が、またいかなる企業にも
あると思ひます。従つて私どもは一つ
の独占企業だけを認めておるとい
うことは、あまり感心したことで
はない。できることならば正常な競争
の姿があることによつて、国民に對す
るサービスもよくなれば、同時にその
事業の進展もあり得るのだ。そこで民
間放送といふものを併立して認めまし
て、但し料金はとらない。広告だけを
主として、この企業体と放送面にお
いて一つの正常な競争をすることによつ
て、放送事業の進歩があり、同時に国
民大衆に對する放送のサービスとい
うものの完備化を期することができ
るではないか。もう少し民間放送も保護
してもいいではないかといふ考へに
だん／＼なつて参ります。ところが民
間放送については、実際の効果、實際
の体験といふものは、世界的にまだ完
然にされておられません。ことにアメ
リカとその他に相当進達しておる国があ

ります。やはい／＼な欠陥があ
つたり、いろいろ／＼な悩みがあつたり
しておるのであります。そこで民間放送
はあまりこまかい逐條的な規定を設け
て押えるよりも、まず自由にさせてお
いて、自由にさせたために一般国民生
活に不利があるといふときに、新たに
その点だけを規制し、その点だけを規
律してもおそくはないじやないか。ど
ういふ姿で民間放送が発達するかわ
らぬときに、手を押え、足を押える
といふように、自由な発達を推する姿
は、はなはだ冷淡なものであります
して、はなはだ冷淡なものであります
が、民間放送をやる人の創意とくふ
に全部まかせて行くのが、われ／＼の
ねらいである。正常の民間の競争の姿
をここに出して、電波の事業を促進さ
せようといふのであります。この点
は議論としてもあるいは不徹底かもし
れませんが、また政府としても非常に無
責任じやないかといふような非難を受
ける余地は十分あると思ひます。が、
一応まず正常な発達の姿を見て、その
弊害は漸次是正して行く、規律して行
くといふような考へを持つておりま
す。

○飯塚委員、二十二條の規定に、官房
の任事の中に職員の任免のことが出て
おりますが、これは第四條の電波監理
委員会の権限の中にある職員の任免の
権限と同一でしようか。その仕事を受
継いでやつておるのでありましよう
か。その点をひとつ。
○綱島政府委員、第二十二條の官房の
事務のうち、職員の任免その他の項
は、いわゆるこの委員会の事務局とし

ての仕事でありまして、今日この任免権は委員長が持つておるわけでありま
す。しかし委員長が任免権を持つてお
りまするが、いろいろ書類をつくつた
りするわけに行きません。その事務を
やつていくという意味であります。

○辻委員長 他に御質疑もないよう
でありますから、後日さらに連合審査
会を開くことにつきましては、内閣委
員長と協議をいたしました上で、必要
があれば適當の日時に開くことに
いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時九分散会

昭和二十五年三月四日印刷

昭和二十五年三月六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁